

第2部 総合戦略 (改訂版)

令和2年3月

第1章 総合戦略の策定にあたって

1. 策定の背景・趣旨

今後加速度的に進むと予測される人口減少と急激に進行する少子高齢化が、我が国が直面する最も重要な課題になっています。こうした社会情勢に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に公布・施行されました。

この法律に基づき、国は、2060年に概ね1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、基本目標及び施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、これを踏まえて、愛知県も平成27年10月に「愛知県人口ビジョン」と「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

以上のようなことを背景に、「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」は、「岩倉市人口ビジョン」で示した本市の人口の将来展望を踏まえつつ、既に人口減少局面を迎え、少子高齢化の進行と地域経済の縮小が懸念される状況を克服し、人口減少時代と超高齢社会が本格化する中であっても、いつまでも持続的に発展する都市^{まち}を形成するために策定するものです。

2. 対象期間

「総合戦略」の対象は、2015（平成27）年度を初年度とし、2020（令和2）年度までとしています。この期間で実現すべき基本目標と、その具体的な施策を位置づけていくものとします。

3. 総合戦略の位置づけ

「総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国や愛知県の総合戦略を勘案しつつ、本市の実情を踏まえて策定するものです。

本市の最上位計画である「第4次岩倉市総合計画」〔計画期間：2011（平成23）年度～2020（平成32）年度〕では、人口減少時代と超高齢社会の到来と本格化を見据え、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を基本理念として掲げています。また、こうした時代認識の下で、基本計画総論では、将来を見据えながら戦略的に進めていくための基本方針と関連する施策を位置づけた「まちづくり戦略」を設定しています。

「総合戦略」は、「人口減少と地方創生」という側面から、基本目標と施策・事業等を定めたものであり、「第4次岩倉市総合計画」の基本計画総論の「まちづくり戦略」と関連性を持たせながら推進していく事業計画として位置づけています。

4. 総合戦略の策定体制

「総合戦略」の策定にあたっては、関係各課の連携の下で、将来的な人口動向や第4次岩倉市総合計画との整合を図りつつ、各種施策・事業について立案し、検討・調整を進めました。

また、岩倉市が将来にわたって個性豊かな魅力ある都市^{まち}でありつづけられるよう、その目指すべき将来の方向性や施策のあり方について、幅広い視点から多角的に意見交換等を行うため、「岩倉市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会」を設置しました。この委員会は、識見者、商工業関係者、子ども・子育ての関係者、金融機関、労働団体、メディア関係者によって構成するものです。

なお、より多くの市民の意向等を把握し、「総合戦略」の検討に際しての基礎資料として活用するために、以下の4種類のアンケートを実施しました。

- ①岩倉市に在住している20歳～40歳の市民を対象にした「若い世代が住みやすいまちに関するアンケート」
- ②平成26年度に岩倉市外から市内に転入してきた20歳～60歳の市民を対象にした「住みやすいまちに関する転入者向けアンケート」
- ③平成26年度に岩倉市内から市外に転出した20歳～60歳の人を対象にした「住みやすいまちに関する転出者向けアンケート」
- ④平成27年7月時点で市街化区域内に一定の面積以上の農地を所有されている市民を対象にした「市街化区域内の農地の将来を考えるアンケート」

第2章 総合戦略の推進及び進行管理体制

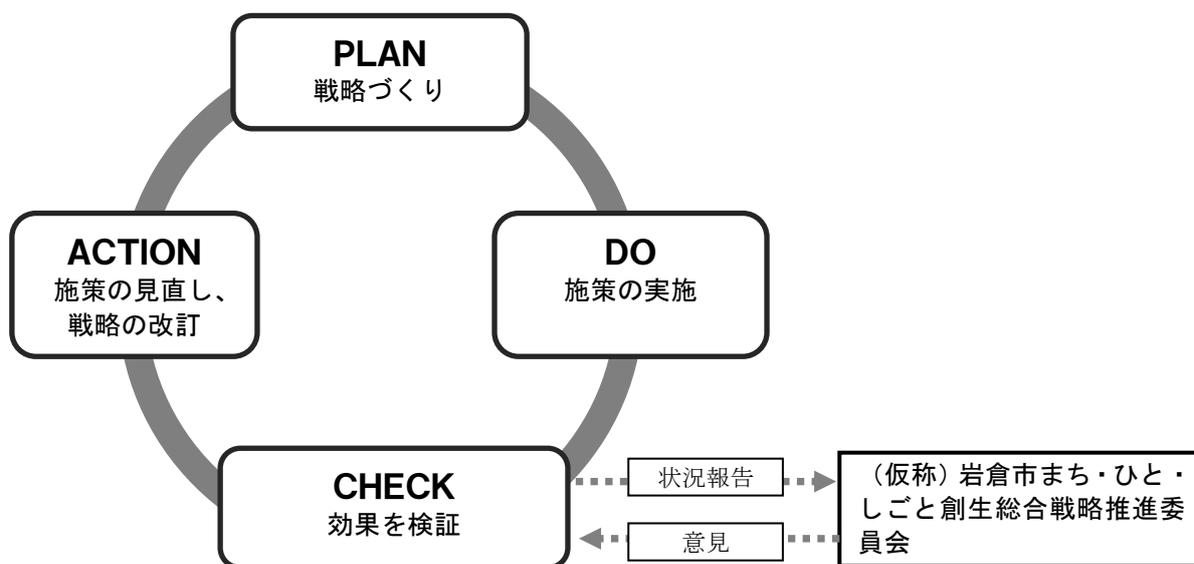
「総合戦略」を推進するため、関係各課相互の緊密な連携を図りつつ総合戦略で位置づけた各施策・事業を効果的に推進します。

また、「総合戦略」では、進捗状況を検証するため数値目標とKPI＝「重要業績評価指標」を設定し、「総合戦略」の計画期間である平成31年度まで、毎年その効果について検証を行うこととします。

評価・検証にあたっては、幅広い視点から多角的に行うため、検証組織を設置し、意見をいただきながら評価・検証を行うものとします。

第1章の「3. 総合戦略の位置づけ」でふれたように、「総合戦略」は、本市の最上位計画である「第4次岩倉市総合計画」、中でも基本計画総論の「まちづくり戦略」で位置づけている施策・事業と関連性を持たせながら推進していくものとしています。

このため、3年間を計画期間としたローリング方式で毎年度見直しを行っている実施計画によって、推進のための予算措置をしていくものとします。



第3章 基本目標と施策体系

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標を参考にしつつ、人口ビジョンを踏まえ、総合戦略のめざすべき方向として、以下のように4つの基本目標を設定しました。

この基本目標を具現化するため、第4次岩倉市総合計画との整合を図りながら、「人口減少と地方創生」という観点から総合的かつ戦略的に進めるべき既存の施策・事業の整理と新規施策・事業の立案を行いました。

基本目標

施策

基本目標1

『しごとをつくり、安心して働けるようにする』

—より輝くことができる地元中小企業や起業家の応援戦略—

施策1：中小企業・小規模事業者の振興支援

施策2：創業支援・事業承継の支援

施策3：新たな企業の誘致

施策4：優秀な労働力の持続的な確保

基本目標2

『新しい人の流れをつくる』

—若い世代の移住・定住の促進と交流人口拡大戦略—

施策1：若い世代の移住・定住の促進

施策2：観光交流の推進による交流人口の拡大

基本目標3

『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』

—「子育て世代 住みたいまちNo.1」子育て世代 安心応援戦略—

施策1：若者・女性の就労支援

施策2：結婚・出産支援

施策3：子育て支援

施策4：特色ある教育の推進

基本目標4

『時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る』

—安心して住みつけられる確かな暮らしを営む地域創造戦略—

施策1：健康寿命の延伸

施策2：防災・防犯対策の充実

施策3：持続可能なまちづくりの推進

第4章 基本目標ごとの戦略の基本方向と具体的な施策

基本目標

1

『しごとをつくり、安心して働けるようにする』

－より輝くことができる地元中小企業や起業家の応援戦略－

1. 背景と戦略の基本方向

- 「交通の便が良いこと」や「日常の買い物が便利であること」が本市の魅力になっています。
- 生活都市として発展してきた本市では、市民生活の利便性を支え、賑わいと活力のある都市としていくための商業振興が必要不可欠です。
- また、一定の雇用の場があるバランスある都市として持続的に発展していくためには、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を活かした産業振興が重要です。
- そこで、将来世代の暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、本市の強みや産業特性を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の振興に力点を置いた産業振興や創業支援等を進めることによって、小さいながらも多様で特色があり、付加価値の高い産業が根づいた都市づくりと就業機会の拡大をめざします。

2. 数値目標

指標	基準値(平成25年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
市内の製造業事業所における従業者数	2,270人	2,396人(H28)	2,460人
製造品出荷額等	60,542百万円	74,286百万円(H28)	75,000百万円
年間商品販売額	—	—	96,280百万円

3. 具体的な施策

施策1 中小企業・小規模事業者の振興支援

【施策の基本方針】

- 市内の中小企業・小規模事業者の経営の安定化や合理化など経営基盤の強化や経営革新を進めるため、市の小規模企業等振興資金融資制度等の各種支援制度の活用促進に努めます。
- 従来型の支援に加えて、中小企業・小規模事業者の売上アップや経営革新に直接的につながるような個別経営相談会やセミナーを開催するなど、伴走型支援によるビジネス・サポートを強化します。
- 小規模事業者が多いという本市の産業特性を踏まえ、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援するなど、商工会を通じた小規模事業者に対する伴走

型支援を進めます。また、中小企業・小規模事業者の人材育成のため、市職員向けの研修への参加を促します。

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓・拡大に向けた取組を支援するため、商工会や金融機関と連携した取組を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
個別経営相談会への相談件数	—	255件	700件 (5年間累計)
個別経営相談会を通じて売上アップにつながった事業者数	—	10事業者	50事業者 (5年間累計)
小規模企業等振興資金融資件数	28件	26件	78件

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 中小企業・小規模事業者活性化行動計画の推進	中・長期的な展望の下で計画的に産業振興を図るため、中小企業・小規模事業者活性化行動計画に基づき中小企業・小規模事業者の活性化のための施策・事業を推進します。
② 地域産業活性化支援事業（ビジネスサポートセンター事業）	地元の中小企業・小規模事業者の売上アップと持続的な経営や経営革新を支援することによって、地域産業の活性化と発展に寄与するため、中小企業・小規模事業者や起業家を対象にした個別経営相談会を開催します。また、市内金融機関や商工会をメンバーとした地域産業活性化推進協議会を中心として、事業展開を図ります。
③ 経営発達支援計画の推進支援	小規模事業者事業の持続的発展を図るため、商工会が策定する経営発達支援計画に基づく事業計画策定支援や小規模事業者経営発達支援融資など商工会を通じた小規模事業者に対する伴走型支援を進めます。
④ 中小企業・小規模事業者従業員研修支援事業	市職員向けに開催している各種職員研修のうち、中小企業・小規模事業者の従業員が受講しても研修効果が期待できる研修には中小企業・小規模事業者の従業員の参加を積極的に促します。また、こうした研修機会を通じて官民のネットワーク形成を図ります。
⑤ 販路開拓・拡大支援事業	中小企業・小規模事業者の販路開拓・拡大に向けた取組を支援するため、商工会や金融機関と連携して展示会や商談会等の情報を集約・提供するなど、企業間のマッチングの支援に努めます。
⑥ 小規模企業等振興資金融資事業	市内の中小企業・小規模事業者が事業に必要な運転資金または設備資金のための借入を容易にするため、市と契約した金融機関から融資を受けた場合に信用保証料の助成と利子補給の補助を行います。

施策 2**創業支援・事業承継の支援****【施策の基本方針】**

- 既存の商工業事業者だけでなく、多様な主体による商工業振興を図るため、商工会や金融機関等と連携し、新たに商業・サービス業や工業に参入を希望する新規創業者や起業家を育成するための講座等を開催します。
- 創業支援事業計画に基づき、創業・起業を支援するための官民一体の支援体制の推進と、後継者がいないために廃業を余儀なくされる小規模事業者を支援し、事業承継の促進に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
事業承継ができた小規模事業者数	—	0事業所	2事業所 (4年間累計)
創業件数 (創業支援事業計画に基づく)	—	2件	3件

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 創業支援事業計画の推進	地域における創業・起業を促進するため、産業競争力強化法に基づき策定した「創業支援事業計画」により、地域金融機関や商工会等と連携して、相談窓口の設置や創業セミナーの開催など、創業支援を実施します。
② 地域産業活性化支援事業 (ビジネスサポートセンター事業)	【再掲】
③ 事業承継促進事業	採算がとれているにもかかわらず後継者がいないために廃業に迫られている小規模事業者の事業承継(親族外承継)を進めるために、該当する事業者を把握するとともに、事業承継について学ぶ機会を設けます。また、マッチングに向けたサポート体制の構築について研究します。
④ 創業資金融資利子補給補助事業	新産業、新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、金融機関等から創業のために必要な資金の融資(信用保証付を除く)を受けた事業者に対して、補助金を交付します。

施策3 新たな企業の誘致

【施策の基本方針】

- 交通利便性の高い立地条件にある地区では、農業的土地利用や生物多様性との調和を図りつつ、先端企業や流通業務系の企業など環境にやさしい企業の誘致に努めます。また、平成29年度に設置した企業立地推進室を専任窓口として、企業立地及び企業誘致を推進します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
奨励金交付企業数	—	0社 (認定企業数2社)	4社 (4年間累計)

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 工業系土地開発事業	川井・野寄地区において愛知県企業庁と共同で事業を進め、工業用地を創出し、企業の立地・誘致を推進します。
② 市内全域における企業立地及び企業誘致	平成27年度に制定した「企業立地の促進等に関する条例」に基づく奨励金等の支援制度により、既存企業の流出防止及び新規企業の進出を促進し、企業誘致を推進します。また、より一層の企業誘致の推進のため、市内の工場等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を提供する制度の創設を検討します。

施策4 優秀な労働力の持続的な確保

【施策の基本方針】

- 将来的に不足することが懸念される優秀な労働力の確保を図るため、「ものづくり・技」に着目した地元企業の魅力を紹介する冊子「岩倉ものづくり『FOCUS』」の更新・発行とその活用を進めます。
- 中学校で行われている職場体験学習だけによらない体系的なキャリア教育を推進するとともに、市内の企業と新卒や中途採用希望者とをマッチングする就職フェアを関係機関や金融機関、就活サイトや就職フェアを専門的に行う民間企業と連携して開催します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
就職フェア等の事業を通じて市内の企業に就職した新卒者・既卒者数	—	0人	50人 (4年間累計)

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 「岩倉ものづくり『FOCUS』」の作成及び活用事業	中高生をはじめとした多くの市民に本市の「ものづくり」を知ってもらうことなどを目的に平成26・28年度に作成・印刷した「岩倉ものづくり『FOCUS』」を充実するため、随時冊

施策・事業名	内容
	子を更新し、市内小中学校や高校、近隣の大学等に配布するなど有効活用を進めます。
② 体系的なキャリア教育推進事業	子どもの頃から望ましい勤労観や職業観を身につけることなどにより就職期を迎えた時に地元企業等が就職先として選択されるようにするため、現在実施している小学生の職場見学等や中学生の職場体験学習に加えて、夏休み等を活用した市内企業見学ツアーを実施します。また、高校生や大学生を対象にしたインターンシップ事業を実施します。
③ 就職フェア開催事業	新卒や中途採用の従業員が集まりにくい中小企業における優秀な人材確保を支援するため、商工会や民間企業と連携して、内容を充実しながら就職フェアを継続的に実施します。
④ 女性のための仕事支援	結婚や出産、子育てをきっかけに退職した女性が身近なところで再就職できるようにすることなどによって、やりがいを持ちながら経済的にも安定した暮らしが市内で実現できるようにするため、パート雇用や正規雇用、社会的起業など、多様な働き方が実現できる支援を行います。

1. 背景と戦略の基本方向

- 既に人口減少の局面を迎え、高齢化が進行していくことが懸念されている本市が、今後とも持続的に発展していくためには、常に新婚世帯や子育て世帯など若い世代が多く暮らしている活気のある都市、将来にわたって人口構成のバランスがよい都市にしていくことが重要です。
- このためには、交通利便性が高く通勤・通学に便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に生かしつつ、若い世代にとって魅力的で住みやすい都市としてさらに磨き上げていく必要があります。また、若い世代にとって住みやすいという魅力や本市に暮らすメリットをわかりやすく整理し、市内外に情報発信していく必要があります。
- 一方、市域が狭く市街地の人口密度が高いために開発余地が限られている本市では、人口流入や若い世代の転居先の受け皿となる住宅用地や一戸建て住宅等の供給が周辺自治体に比べて不足しており、これが市外への転出の要因の一つになっています。このため、空き家等の既存の住宅ストックの有効活用も視野に入れた住宅政策を進めていく必要があります。
- それらの状況を踏まえ、常に若い世代が本市に「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」と思える都市の実現をめざします。また、こうした定住人口の増加策と同時に、まちの知名度と魅力の向上、まちの賑わいと元気を創出していくため、観光客などの交流人口の拡大をめざします。

2. 数値目標

指 標	基準値(平成 25 年度)	平成 29 年度	目標値(令和 2 年度)
転入者数の増加	2,133 人 (H21～25 平均値)	2,073 人 (H28)	2,173 人 (H27～R 1 平均値)
観光・交流の振興に満足している市民の割合	74.3%	84.5%	85.0%

3. 具体的な施策

施策 1

若い世代の移住・定住の促進

【施策の基本方針】

- 市外・県外から市内への移住促進や定住者の増加につなげるため、子育てのしやすさや交通利便性の高さ、地形が平坦で、災害にも比較的強い地域であることなど、子育て世代をはじめとした若い世代にとって住みやすいという本市の良さ、本市に暮らすメリットを市内外にPRするため、シティプロモーションを進めます。
- 空き家バンクや三世帯同居・近居支援などにより、子育て世代をはじめとした若い世代がライフステージに応じて比較的安価に暮らせる良好な住宅の供給支援を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値 (平成 26 年度)	平成 29 年度	目標値 (令和 2 年度)
空き家の利活用件数	—	0 件	10 件 (4 年間累計)

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 若い世代を中心としたシティプロモーション戦略の推進	子育て世代をはじめとした若い世代の移住・定住の促進を図るために策定したシティプロモーション戦略に基づき、プロモーションのためのツール（冊子、チラシ、ポスターなど）の作成とそれらを活用したプロモーション活動を市内外で実施します。
② ホームページ等を活用した情報発信	ホームページ、ほっと情報メール、SNS等の複数の情報発信手段を活用し、検索性やデザイン性にも配慮しながら市の魅力が伝わるような情報発信に努めます。
③ 空き家等利活用推進事業	空き家バンクによる移住・定住の促進を目指すとともに、空き家等の所有者に対し、空き家対策セミナーを開催する等、空き家等の利活用を図ります。 また、空き家バンクでは利用が困難な老朽化した空き家について、空き家除却補助金により、宅地の利活用についても促進を図ります。
④ 三世帯同居・近居支援	若い世代のUターンと定住化を図るため、三世帯同居・近居を始める世帯に対して、住宅取得やリフォームに対する補助を行います。

施策 2 観光交流の推進による交流人口の拡大

【施策の基本方針】

- 市民の市に対する誇りや愛着の醸成や交流人口の拡大を図るため、全国的に誇ることができる貴重な観光資源であり、また、市民の郷土に対する愛着心や一体感を生む地域の宝となっている五条川の桜並木の保全・再生や桜まつりの充実に努めます。
- 五条川の桜並木をはじめとした本市の魅力をい〜わくんキャラバン隊などを活用し、市内外にPRすることによって、住みたいまちとしての本市の知名度の向上を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（平成 26 年度）	平成 29 年度	目標値（令和 2 年度）
桜まつり観光客数	380,000 人	305,000 人	482,000 人
ふるさといわくら応援寄附金顕彰品の種類	9 種	49 種	70 種

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 五条川の桜並木の保全	岩倉市の貴重な資源であり、市民の誇りでもある五条川の桜並木については、五条川桜並木保存会をはじめとした市民と

施策・事業名	内容
	市との協働により、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成など五条川桜並木の保全・再生活動を計画的に進めます。
② 桜まつり事業	本市の知名度の向上と市民の市に対する誇りと愛着を醸成するため、市民や関係団体等との連携・協働を強化しつつ、毎年3月下旬から4月上旬に開催している「岩倉桜まつり」の充実に努めます。
③ 観光振興事業	市のPR大使であるマスコットキャラクターい〜わくんのキャラバン隊により市内外に岩倉市のPR活動を行うとともに、NPO法人いわくら観光振興会を中心に地域資源を活用したランチスタンプラリーなどのイベントの実施や観光情報の発信を引き続き行い、観光振興を促進します。
④ ふるさといわくら応援寄附金事業	本市への愛着を持っていただくことや本市の特産品を市外在住の人に対してPRするため、引き続きふるさといわくら応援寄附金事業を実施します。また、市内の商工業者の振興につながるように特産品等の充実に努めます。

1. 背景と戦略の基本方向

- フリーター等の増加や非正規雇用の拡大など雇用形態が多様化する中で、不安定な雇用環境におかれている若者も多く、経済的な理由から結婚や出産に踏み切れないということも考えられます。このような状況の解消のためには、若者の経済的安定を図る必要があります。若者への就労支援の充実が必要となります。また、出産後の経済的不安を取り除くために出産、子育て期に離職した女性のための再就職支援なども必要です。
- 結婚を望む人の希望をかなえていくための出会いの場の提供や出産を望んだ人が安心して子どもを産むための環境整備を進めることが重要です。また、晩婚化・非婚化が進む中で、早期の結婚及び出産への対策も必要となっています。
- 安心して子どもを育てられる環境をより充実していくために、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援施策の一層の充実に加え、特色ある教育の推進や放課後児童クラブの充実など、乳幼児期から続く子育て期を通して、切れ目のない支援を進めていくことが重要です。
- 若い世代の経済的安定のために就労支援を進め、結婚や出産を望む人が、安心して子どもを産み、育てることができるように、妊娠から出産、子育て、義務教育までを通して、子育て支援の充実努めることで、子育て世代住みたいまち No. 1 をめざします。

2. 数値目標

指 標	基準値(平成 25 年度)	平成 29 年度	目標値 (令和 2 年度)
合計特殊出生率	1.49	1.65 (H28)	1.66
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	24.0%	37.5%	39.6%

3. 具体的な施策

施策 1 若者・女性の就労支援

【施策の基本方針】

- ハローワークなどの関係機関と協力し、若年者や離職者等への就職相談の実施、職業紹介等の情報提供の充実を図ります。また、失業者等の職業能力開発を支援するとともに、市内事業所における雇用奨励のための支援・優遇措置の周知や就職の機会均等を確保するための啓発に努めます。
- ママ・ジョブ・あいちなどの関係機関と協力し、出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職支援に取り組むとともに、コミュニティビジネスなど子育て中の母親の起業支援に取り組めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成 26 年度)	平成 29 年度	目標値（令和 2 年度）
就職フェア等の事業を通じて市内の企業に就職した新卒者・既卒者数【再掲】	—	0 人	50 人 (4 年間累計)

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 就職フェア開催事業	【再掲】
② 女性のための仕事支援	【再掲】

施策 2 結婚・出産支援

【施策の基本方針】

- 結婚に対する意識の醸成のため、家族の大切さ、幸せ感を若者が集まる機会を捉えて伝えるとともに、結婚を希望する人へのサポートとして、NPO法人や企業等と連携による婚活イベントの開催など出会いの場の提供に努めます。また、まちづくりへの興味や岩倉への愛着を醸成する場、出会いの場として、新たに若者が集まる機会を設けます。
- 子どもを生み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。
- 妊婦、乳児への健康診査の実施、妊娠や子育てに関する知識の情報提供及び保健師・助産師による訪問指導の充実に努めるとともに、妊娠中から出産後まで気軽に相談できる体制の整備など、安心して子どもを産み育てられるような環境を整備します。また、講座や教室の開催を通じた妊婦同士の情報交換や交流の場の提供により仲間づくりを支援し、子育てに対しての不安解消に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成 26 年度)	平成 29 年度	目標値（令和 2 年度）
産後に保健師や助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	—	82.3%	90.0%
28 歳の集いへの参加が自分の将来について考えるきっかけになった人の割合	—	68%	80%

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 婚活支援事業	民間企業等と連携した婚活イベントを実施します。
② 28 歳の集い	若者の U ターン のきっかけづくり、まちづくりについて考える機会や出会いの場として、28 歳の集いを行います。

施策・事業名	内容
③ 不妊治療助成事業	子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。
④ 母親教室など各種母子保健指導教室事業	パパママセミナー、母親教室、離乳食教室、こどもの救命講習会など各種母子保健指導教室を実施します。
⑤ 保健師・助産師による妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援事業	保健センターに助産師を配置し、保健師とともに支援プランの作成や関係機関との調整、新生児相談・訪問指導を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

施策3 子育て支援

【施策の基本方針】

- 要望の高い0歳から2歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるための保育園送迎ステーションや一時保育、病児保育、休日保育などを引き続き実施し、保育サービスの充実に努めます。また、公立保育園と私立の認定こども園や保育園等と情報交換や交流を行い、連携を深めることで、より質の高い保育を提供するとともに、待機児童解消の受け皿の確保に努めます。
- 子どもが楽しく豊かな放課後を過ごせるようにするため、放課後児童クラブの小学校6年生までの受入れを、順次、可能な放課後児童クラブから進めるとともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携を進めます。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学3年生までの子ども医療費の助成、第3子以降の給食費の無償化、幼児2人同乗用自転車購入補助事業などを引き続き実施します。また、子育て支援の観点から、三世帯同居や近居を始める世帯を支援します。
- 子育て環境の向上のため、新たな公園の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら子育て世代が外出しやすい環境の整備に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
保育園待機児童数	4人 (H27.4.1)	2人 (H29.4.1)	0人 (R2.4.1)
放課後児童クラブの利用定員数	285人	305人	375人

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 認定こども園等運営補助事業	保育の質を高め、安心して子育てできる環境を作るため私立の認定こども園や保育園、小規模保育事業所の運営を補助します。
② 保育園送迎ステーション運営事業	保育園の入園児童数の均衡を図るとともに、通勤等の理由による保護者の送迎に係る負担を軽減するため、岩倉駅を起点とした保育園送迎ステーションを実施し、保育園等まで専用車両で送迎します。
③ 放課後子ども総合プランの推進	国の放課後子ども総合プランに基づき平成27年度に策定した岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針に沿って学校施

施策・事業名	内容
	設での放課後児童クラブの実施や放課後子ども教室との連携を進めます。
④ 子ども医療費支給事業	子育て世代の経済的負担を軽減するため、中学3年生までの医療費助成を継続して行います。
⑤ 第3子以降学校給食費無償化事業	子育て世代の経済的負担を軽減するため、引き続き、義務教育期間に子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を無償化します。
⑥ 幼児2人同乗用自転車購入補助事業	子育て世代の経済的負担軽減及び安全確保のため、引き続き、複数の6歳未満児を有する世帯に対して、幼児2人同乗用自転車の購入を補助します。
⑦ 三世帯同居・近居支援事業	【再掲】
⑧ 石仏公園整備事業	子育て環境の充実のため、子どもたちが芝生の上で自由に楽しむことができる新たな公園の整備を進めます。

施策4 特色ある教育の推進

【施策の基本方針】

- 学校教育をはじめ生涯学習や文化、スポーツを含めた総合的な教育ビジョンとしての教育振興基本計画を推進するとともに、本市独自の教育プランを引き続き策定し、地域の実情や児童生徒の実態に応じた教育活動を実践します。
- 平成28年9月稼働の学校給食センターにおいて、引き続き安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消、セレクト給食や特別メニューの実施、施設見学の受け入れ等により、学校給食センターを拠点として子どもたちが給食を楽しみながら正しい知識と食習慣を身につけられるよう食育の推進に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
子どもが学校生活を楽しんでいると 思っている保護者の割合	94.2%	94.5%	98.0%
学校給食における県内産野菜の 使用割合(重量ベース)	42.4%	36.5%	45.0%

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 教育振興基本計画の推進	環境教育や福祉教育、情報教育、外国語教育など多様な教育課題に対応した学校教育のあり方を示すとともに、生涯学習、文化及びスポーツ分野などの課題への対応も含めた今後の総合的な教育ビジョンとしての教育振興基本計画を推進し、教育内容の充実に努めます。
② 魅力ある学びづくり支援事業	「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、学校の教育活動の方向性を明確にしていく教育プラン事業を推進し、学校ごとに特色のある教育を展開します。
③ 食育推進事業	地産地消を進めるとともに、セレクト給食や特別メニュー、

施策・事業名	内容
	旬の料理等多彩な献立、食物アレルギーへの対応など学校給食の充実を図りながら学校給食を通じた食育の推進に努めます。

1. 背景と戦略の基本方向

- 超高齢社会の本格化に向け、医療サービスや介護サービスを利用することなく、いつまでも心身ともに健康で生き生きと暮らせるようにするため、市民一人ひとりの身体と心の健康の維持・増進を支援していく必要があります。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による短期集中豪雨等の自然災害も増加する中で、防災・浸水対策を進め、市民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会を構築する必要があります。また、地域における自助・共助による取組を促進し総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアなどの充実強化が重要です。
- 犯罪発生件数は減少傾向にあります。市内では依然として、自転車盗、自動車盗、侵入盗等が発生しており、市民が安心して暮らしていくために、防犯対策の充実が求められています。
- 本市では、市民参加のまちづくりにいち早く取り組んできており、その理念は、第3次総合計画、第4次総合計画へと受け継がれていますが、環境対策や高齢者・障害者福祉、防災・防犯への対応など、行政だけでは解決できない地域課題が顕在化しており、行政区や自治会、ボランティアや市民活動団体、NPO法人などによる多様な地域活動がますます重要になります。
- 人口減少時代に突入し、少子高齢化が進行する中で、質の高い暮らしを営むことができる地域社会を形成していくため、地域住民やボランティア、市民活動団体、NPO法人、事業者、行政などがそれぞれの個性や能力に応じて分担・協力し合って進める様々な地域課題の解決に向けた取組が定着化し、成熟した都市をめざします。

2. 数値目標

指 標	基準値(平成 25 年度)	平成 29 年度	目標値 (令和 2 年度)
定期的に健康診査を受けている市民の割合	44.0%	65.2%	70.0%
地震や浸水対策など防災対策に満足している市民の割合	72.4%	70.4%	80.0%
身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	29.8%	25.9%	35.0%

3. 具体的な施策

施策1 健康寿命の延伸

【施策の基本方針】

- 保健推進員や食の健康づくり推進員等による身近な地域を基本単位とした健康づくりや介護予防の推進、保健師等による健康教育・指導や食生活改善プログラムの作成及び特定保健指導と連携した運動プログラムを作成・実施します。また、生涯学習を通じた生きがいづくり、体力チェックの実施によるスポーツに取り組むきっかけの提供など、保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる多角的なアプローチによる「健康づくりサポート」を進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活が送れるように、地域包括支援センターを中心と位置づけ、各種関係団体の連携を強化することにより、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
生活習慣病予防教室参加者数	721人	661人	750人
スポーツ教室参加者数	355人	298人	400人

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 地域保健活動推進事業	保健推進員や食の健康づくり推進員との協働により、市民の身近な場所で、地域の状況に応じた健康増進や疾病の予防活動を引き続き行います。
② トレーニング室を活用した運動プログラムの作成	総合体育文化センタートレーニング室を活用した健康指導教室に加え、特定保健指導と連携した運動プログラムを作成し、生活習慣病の予防に努めます。
③ 健康づくり事業	生活習慣病予防教室などの健康教育、いわくら健康マイレージ事業、ポールウォーキング事業などの充実により市民の健康づくりを促進します。
④ 人間ドック費用助成事業	国民健康保険加入者の健康管理のために人間ドック費用を助成し、生活習慣病等の危険因子の早期発見や健康維持を促進します。
⑤ 地域包括支援センター設置事業	高齢者の総合的な相談・支援を担う市内2か所の地域包括支援センターにより、一層の体制・機能強化を図ります。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築を進めます。
⑥ スポーツの普及振興事業	生涯を通じた健康増進と青少年の健全育成などを図るため、スポーツ教室・イベントの開催や市民のライフスタイルに合ったスポーツを身近な場所で生涯続けることができる環境づくりなどスポーツの普及と振興に努めます。

施策 2 防災・防犯対策の充実

【施策の基本方針】

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、防災業務支援サービスの導入による迅速な初動体制の実現や業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、地域における「自助」「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実に努めます。
- 犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や公共的空間への安全安心カメラの整備を進め、犯罪の防止に配慮した環境の整備に努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成 26 年度)	平成 29 年度	目標値(令和 2 年度)
地域合同防災訓練の実施校区数	4 校	5 校	5 校
犯罪発生件数	508 件	497 件	370 件

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 地域防災力強化推進事業	地域における自助・共助による取組を促進し総合的な防災力の強化を図るため、地域合同防災訓練の実施を促進するとともに、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティア団体などの充実強化のため、資機材の援助等を行います。
② 防災対策推進事業	予測の難しい短期集中豪雨等や今後発生することが想定されている大規模地震への対策強化の取組として、業務継続計画（BCP）の内容理解及び対応・判断能力を向上させるため、地震発生から 4 時間の災害対応をシミュレーションし、付与された被害等に対応しながら非常時優先業務を進める実践的な訓練を行います。また、災害時対応における民間企業等との連携強化を図ります。
③ 地下貯留施設等整備事業	浸水被害を軽減するため、下水道（雨水）整備計画に基づき、五条川小学校に雨水調整池を整備します。
④ LED防犯灯設置事業	まちを明るくし、安全安心なまちづくりを進めるため、引き続き暗く危険な場所へのLED防犯灯の設置を進めます。
⑤ 安全安心カメラ設置事業	犯罪の発生が想定される通学路や駅、自転車等駐車場を中心に安全安心カメラを設置し、侵入盗をはじめとする様々な犯罪の防止に努めます。

施策3 持続可能なまちづくりの推進

【施策の基本方針】

- 市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図るとともに、市民活動への参加機会の拡大、公益的な市民活動の自立的発展を促進します。
- 地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実に努めます。また、地域貢献活動に積極的に取り組む地元企業への支援について検討します。
- 将来世代に財政的な負担を残さないよう配慮しながら、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、計画に基づき、学校施設や保育施設、公園などの老朽化している社会資本をアセットマネジメントの観点から計画的に維持・再生・有効活用します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値(平成26年度)	平成29年度	目標値(令和2年度)
市民活動支援センター登録団体数	206 団体	238 団体	250 団体
まちづくりネットワークのマッチング件数	—	3 件	20 件

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	内容
① 協働のまちづくり推進事業	協働のまちづくりをより推進するため、市民活動団体の紹介や団体間の交流機会の充実、市民と団体を結びつける「まちづくりネットワーク」の利用促進を図るなど、市民活動支援センターの機能充実に努めます。
② 地域コミュニティの強化	地域の防災・防犯活動や地域福祉活動をきっかけとした行政区の連携による地域コミュニティ組織の活性化に努めます。
③ 企業の地域貢献への支援	地元企業の地域貢献活動の取組の把握に努めるとともに、地域貢献に取り組む企業への支援のあり方について、検討します。
④ 公共施設等の適切な維持管理	公共施設等総合管理計画を策定し、学校、保育園などの公共施設や道路や上下水道管などの土木インフラについて、人口動態・財政状況等を踏まえた長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に進めます。また、公共施設等の効率的な維持管理、施設の統廃合や再配置の考え方を示す公共施設再配置計画の策定を進めます。